

宇部市新庁舎 1 期棟新築工事標準型総合評価競争入札実施要領

平成 3 1 年 4 月 8 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宇部市（以下「市」という。）が発注する新庁舎建設工事のうち、1 期棟新築工事に係る標準型総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関する事務取扱いについて、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 の 2（政令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第 3 条 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（建築主体）工事
- (2) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（電気設備）工事
- (3) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（機械設備）工事

(落札者決定基準の決定)

第 4 条 落札者決定基準については、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）に諮った後、決定するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 5 条 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者からなる宇部市新庁舎 1 期棟新築工事総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。また、落札者を決定するときも同様とする。

(入札参加者への周知)

第 6 条 第 3 条の規定により総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (6) その他必要な事項

(技術提案資料の提出)

第 7 条 入札参加希望者は、市が指定した日までに、技術提案資料を提出するものとする。
2 提出された技術提案資料は、返却しない。また、提出された技術提案資料の訂正及び差替えは、認めない。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、必要となる技術的要件に応じて別に設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて別に定めるものとし、評価項目ごとの得点の合計により、加算点を算定する。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝（技術評価点／入札価格）×10,000,000

2 前項において、加算点は小数第2位までを表示し、評価値は小数第5位までを表示（小数第6位を四捨五入）する。

(入札)

第11条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

(1) 指名審査委員会において評価値の確認を行った上で、落札候補者を決定すること。

(2) 落札候補者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

2 技術提案資料を第7条第1項により定められた時期までに提出しない者の入札書は、無効とする。

(落札者決定の方法)

第12条 落札候補者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。

2 評価値について指名審査委員会に諮った後、落札候補者を決定する。

3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

4 落札候補者は、別に定める「共同企業体構成員候補者名簿」に登録されている者と交渉したうえで共同企業体を結成し、事後の審査を受けたうえで、市が適当であると認めた場合、当該落札候補者を落札者と決定する。

(技術提案資料の審査)

第13条 技術提案資料の審査は、指名審査委員会において行うものとする。

2 技術提案資料の審査に当たっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、併せて記載事項の確認を行うものとする。

(入札結果の公表)

第14条 技術提案資料の評価結果、入札価格及び評価値については公表する。

(施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第15条 実際の施工に際しては、技術提案の内容を満たした施工がされていることを確

認する。

- 2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難又は合理的でない場合、また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合の措置の内容については、指名審査委員会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護)

- 第16条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(技術提案資料の作成費用)

- 第17条 入札者が技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札者の負担とする。

(適用除外)

- 第18条 本要領の施行にあたり、宇部市建設工事総合評価競争入札試行要領（平成19年12月3日制定）及び宇部市総合評価競争入札方式事務処理試行要領（平成19年12月3日制定）の規定は適用しない。

(その他)

- 第19条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月8日から施行する。